

## 後見支援預金特別約定

後見支援預金は「普通預金規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下、「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

### 1. （利用対象者）

家庭裁判所が「指示書」を交付した者。

### 2. （取扱店の限定）

口座取引店のみを窓口として取扱うものとします。

### 3. （取引の方法）

すべての取引は「指示書」にもとづき取扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出して下さい。

### 4. （自動支払い）

この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。

### 5. （キャッシュカードの取扱い）

キャッシュカードは発行できません。

### 6. （ATM利用）

ATMでのご利用はできません。

窓口でのお取扱いに限定します。

### 7. （死亡時等の取扱い）

成年被後見人が死亡した場合や未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続あるいは口座解約手続等が必要となります。

### 8. （適用条項）

（1）この特約に定めのない事項については、普通預金規定（以下「規定」といいます。）が適用されるものとします。

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

(2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。

(3) この特約および規定にない定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

### 9. (特約の変更)

(1) 当金庫は、本特約の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。

(2) 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

(3) 当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

### 10. (準拠法・裁判管轄)

この特約の準拠法は日本法とします。

この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上